

6. みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和5年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	—	—
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	38	100.0%	—	—
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	0	0.0%	—	—
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	—	—
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	—	—

令和6年度事業の方向性						
区分	取組数	割合	区分	取組数	割合	
A	0	0.0%	C	1	0	0.0%
	1	37		97.4%	2	0
B	2	0	D	1	0	0.0%
	3	1		2.6%	2	0
				3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【実行手段】施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績(見込)	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
6 みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実行手段】								
1 地域コミュニティと自治の育成								
1 コミュニティ施設の維持管理								
	1 計画的な地域集会所の建設・維持管理		令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改訂した公共施設等総合管理計画等に基づき、河内児童センター及び田代地域集会所改修工事を実施します。	B	令和2年度に策定した公共施設個別計画及び令和3年度に改訂した公共施設等総合管理計画等に基づき、宇津茂地域集会所及び仲町地域集会所の改修工事を実施します。	B1	—	総務課
	2 地域集会所等を利用した福祉活動等の展開		介護予防サポーターの養成講座(6回) R5.12～ 介護予防サポーターの現任研修(1回) 出前型介護予防事業(7回) ※R5.9末現在	B	・介護予防サポーターの養成講座 年5回 ・介護予防サポーターの現任研修 年2回 ・出前型介護予防事業 年12回	B1	—	福祉課
2 コミュニティ活動に対する支援								
	1 活動団体の育成・支援		自治会の世代間交流等を目的としたイベントのあり方について、各自治会のヒアリングを実施し、活動状況を把握しました。	B	イベント等のあり方について、引き続き自治会長連絡協議会等において多くの自治会で共有し、自治会活動の充実を図ります。	B1	—	総務課
	2 自治会再編の支援		ヒアリングの際などに、小規模自治会への再編の要望等を収集しましたが、具体的な希望はありませんでした。	B	再編の要望があるかどうかの情報収集を引き続き継続して行います。	B3	—	総務課
	3 自治会職員担当制度		制度を活用する自治会数は、令和3年度は7自治会、令和4年度は9自治会、令和5年度当初は6自治会と減少し、計18名を割り当てて活動を行っています。	B	職員の配置を希望する自治会はやや減少傾向ですが、制度は存続とし、町と自治会の協働・連携協力の推進を図ります。	B1	—	総務課
	4 自治会との情報共有・ペーパーレス化の推進		令和3年度末に行政協力委員の情報連絡共有手段としてタブレットを貸与し、令和4年度及び令和5年度に情報共有アプリ「いちのいち」の導入及び拡充を完了しました。令和5年度は年に2回の操作研修を予定しています。	B	行政協力委員担当課とのやり取りだけでなく、他課に働きかけ、より高い頻度での活用を目指します。	B1	—	総務課
	5 地域コミュニティ活動交付金制度の活用		全自治会、交付金を財源とした、様々な事業や行事を実施しています。コロナ前までの活動水準に戻している自治会も多くあり、活動経費は全体的に増加傾向にあります。	B	コミュニティ活動が減退しないよう、交付金の効果的な用途についても引き続き随時提案していきます。	B1	—	総務課

【実行手段】 施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
2 オール松田で協働のまちづくり								
1 協働のまちづくりの推進								
	1 自治基本条例に基づくまちづくりの推進	拡充	令和2年度に制度概要を整理した人財バンクや出前講座をさらに具体的な施策に落とし込むとともに、自治基本条例の3原則（情報共有、参加、協働・連携協力）に基づく各種制度の運用を推進し、自治基本条例のさらなる普及啓発に取り組みました。また、これまで以上に協働のまちづくりを推進するため、令和4年7月より運用している「松田町SDGs推進プラットフォーム」を活用した授業を令和5年7月に町内の小学校で行いました。また、町職員、自治会長などを対象にプラットフォームの利用に係る説明会を9月22日に開催しました。	B	自治基本条例の3原則（情報共有、参加、協働・連携協力）に基づく各種制度の運用を推進し、自治基本条例のさらなる普及啓発に取り組みます。	B1	—	政策推進課
	2 情報共有（広報・広聴活動）の推進・充実	拡充	SNSの活用による行政と町民との情報共有の推進に向け、町公式サイトとの運営とLINE公式アカウントなどのSNSの運用を行いました。また、より読みやすい広報紙作成のために、広報紙及び町公式サイトにて、必要な情報の整理を実施しました。	B	広報紙を写真の多用やレイアウトの工夫による見やすい広報紙の作成に繋げるとともに、LINEや町公式サイトを通じて、行政と町民とのさらなる情報共有の推進に取り組みます。また、自治会配達への負担軽減、広報のより良い配布等に向け、さらなる創意工夫を考えるなど町民への情報共有方法について検討を進めていきます。	B1	—	政策推進課
	3 参加、協働・連携協力の推進	拡充	令和3年4月1日から施行したパブリックコメント実施要綱に基づき、令和5年度は意見募集を7件実施する予定です。地域座談会については、昨年度と同様、希望する自治会への地域座談会（店屋場・城山自治会）、町政懇話会（2会場）を実施しました。これまで以上に協働のまちづくりを推進するため、令和4年7月より運用している「松田町SDGs推進プラットフォーム」の利用に係る説明会を9月22日に開催しました。	B	地域座談会や町長への手紙、パブリックコメントなどの現行制度については、引き続き実施するとともに、地域の実情やニーズに合った実施方法を模索していきます。「松田町SDGs推進プラットフォーム」を活用し、SDGsを共通言語とした協働のまちづくりを推進します。	B1	—	政策推進課
	4 チルドレンファースト事業の管理・推進	新規	総合計画の進捗管理に合わせ、チルドレンファースト事業に位置付けた各種事業の進捗管理を行います。また、7月、8月に6歳～22歳を対象として、まつだ子どもカフェを開催しました。令和5年度は、松田山のこれから、松田町の買い物環境、寄地区のこれからの3テーマについて子どもたちを中心に議論しました。	B	引き続き、総合計画の進捗管理と併せて、各事業の進捗管理等を行います。子どもカフェについては、令和7年度予算への反映させることを目的とし、年度当初から年末にかけての開催計画を検討し、子どもたち自身が調べ、学びながら、町へ施策を提案できるような開催方法により実施します。	B1	—	政策推進課
3 人権・男女共同参画・女性活躍								
1 人権問題対策事業の実施								
	1 人権相談窓口の充実		コロナ禍以降、毎月の町人権相談、6月・12月の特設人権相談を事前予約制にて行っています。また、1月足柄上地区部会特設人権相談を実施予定です。	B	法務局の指示がない限り、事前予約制にて次のとおり実施します。 ・毎月15日：町人権相談日 ・6月上旬：「人権擁護委員の日」による特設人権相談 ・12月上旬：「人権週間」による特設人権相談 ・1月上旬：足柄上地区部会特設人権相談	B1	—	福祉課
2 各種啓発活動の推進								
	1 人権啓発講演会の開催		「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、12月2日に講演会を実施予定です。また、12月の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の一室で普及啓発のためのパネル展示を実施します。その他、2022年にジェンダー平等に向けて、地域における普及啓発を継続的に行うため足柄上地区パートナーシップ連絡協議会を設置し、普及啓発の研修会を開催しました。	B	12月上旬に「人権週間」にあわせ町民大学の一環として、講演（内容未定）を開催予定（教育課）。12月の「人権週間」及び「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、庁舎内の一室で普及啓発のためのパネル展示を行います。また、LGBTQについても近隣市町と普及啓発を進めていくため、協議を進めていきます。	B1	—	福祉課

【実行手段】 施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
3 行政における意思決定への女性の参画								
1	審議会における女性の登用促進		令和4年度末に取りまとめた新男女共同参画プランの公表を行いました。また、令和4年度当初(4月1日現在)の審議会等における女性の登用推進状況把握を実施中です。 また、男女共同参画に向けたセミナー等の開催を予定しています。	B	男女共同参画プランに掲げた各種施策について、達成状況等を確認するため、各所属への調査を実施し、PDCAサイクルを回して、男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。	B1	—	定住少子化担当室
4 社会環境整備の促進								
1	男女が対等な立場で社会に参画できる環境の整備		男女共同参画プラン記載の共同参画をテーマとした講演会を実施します。また、新プランの開始年度であることから、当該プランの周知を図っていきます。	B	男女共同参画プランに掲げている事業の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより進行管理を行い、男女共同参画社会及び女性活躍の推進を進めます。	B1	—	定住少子化担当室
2	女性が輝き活躍できるまちづくりの推進		女性の雇用創出や創業支援、生活支援を通じて、地域経済活性化を図るための施設として設置した「松田町創生推進拠点施設」の運営を令和元年11月より開始し、指定管理の最終年を迎え、これまでと同様、指定管理者とともに、安定した施設の運営を図ります。また、当該施設の指定管理者の募集を行います。	B	指定管理者とともに、安定的な施設運営を図ることを基本としつつ、施設の設置目的である、女性の雇用創出や地域経済活性化のため、施設の更なる拡充(新規テナント事業者の進出)を行います。	B1	—	定住少子化担当室
4 行政運営								
1 行政改革の推進								
1	効率的な仕事の進め方の導入		行政手続における各処分に関し判断の基準となる個票の整備を行うことにより、業務をシステム化し効率化を図ります。	B	行政手続条例に規定された整備した個票に基づき、期限意識を持った適正な事務を遂行します。	B1	—	総務課
2	組織体制の運用		令和5年度より運用を開始した新しい組織体制について、次の2つの目標を達成できたかどうかの検証を順次行います。 ①重点事業の推進 ②業務の整理や類似業務の統合により業務の効率化を図る	B	令和5年度に引き続き、機構改革の成果について検証を行います。	B1	—	総務課
3	職員の定員適正化		類似団体と比較すると定員の適正化は進んでいます。総合計画の推進や新たな行政需要に対応するため、専門職を含めた職員の採用を行いました。	B	国県の動向を注視し、今後の行政需要の動きを捉えながら、適正な職員配置の見直しを立て、必要数の確保に努めます。	B1	—	総務課
4	職員研修計画の実施		コロナ禍においてオンライン研修が主流でしたが、令和4年度より集合型研修の開催が活発になり、職員の参加者数は大幅に増加しています。令和5年7月には職員接遇研修を開催しました。	B	時代に即し新たに必要とされる職員のスキルを検討し、それを職員研修計画に反映させるための見直しを行います。	B1	—	総務課
5	職員接遇アンケートの実施		令和5年度は接遇ワーキンググループで職員応対に特化したアンケート調査を実施し、お寄せいただいた意見をもとに、改善策を検討します。	B	引き続きアンケートの実施及び分析を行い、来庁者目線での課題を把握し対応策を講じます。	B1	—	総務課
6	デジタル技術の活用	新規	デジタル技術の活用により職員の事務・市民の行政手続きの利便性を高めるため、令和5年6月に松田町デジタルファースト推進協議会を設置しました。当協議会において、デジタルとは何かを学ぶ視察の実施や、今後の取組みの方向性を決めるための会議を開催しました。	B	令和6年度に取り組むと決定した事業について、システムの導入・運用をしていく上で、効果などの分析を行います。また、令和7年度以降の取組みについても、引き続き松田町デジタルファースト推進協議会において議論を行います。	B1	—	総務課 政策推進課
2 官民連携の推進								
1	官民連携の推進	新規	官民連携推進のため、既締結事業者と各種意見交換と共に、包括連携協定に基づく事業を推進しています。また、新規に数事業者との包括連携協定に向けて協議を行っています。 いわゆるPPPについては、職員の理解醸成のため。国等が開催するセミナーについて、庁内に情報提供し、職員の受講機会を作っています。	B	引き続き、包括連携協定に基づく事業を推進するとともに、新規に数事業者との包括連携協定に向けて協議を行い、締結を図ります。 いわゆるPPPについては、職員の理解醸成のため。国等が開催するセミナーについて、庁内に情報提供し、職員の受講機会を作ります。	B1	—	定住少子化担当室

【実行手段】 施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績 (見込)	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
5 財政運営								
1 財源の確保								
	1 収納率の向上と体制の強化		税務課職員及び収納対策員により財産調査、文書催告、納税折衝を行い、納付がない者については松田町で初めて自動車を差押えて売却したほか、22件の滞納処分を実施しました。 また、徴収に関するスキルの継承や困難事例に対する連携強化を図るために、税務課と町民課で共に徴収業務に専念する「徴収の日」を設けました。そのほか、預貯金調査をオンライン（以前は文書のみで調査）で実施できるシステムを導入し、調査の迅速化を図りました。	B	財産調査により、預金、給与、年金及び生命保険の差押え、また、不動産公売、動産のインターネット公売などの滞納処分のほか、訪問して生活実態を調査し、状況によっては執行停止を行い、収納率の向上を目指します。	B1	—	税務課
	2 キャッシュレス納付の推進	新規	令和5年度から税の納付書に二次元コードを印刷し、キャッシュレス納付できる決済サービスが増えました。また、このことにより、町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税において、eL納税（eLTAX（エルタックス））を利用した納税方法）に対応できるようになり、クレジットカード支払いもできるようになりました。令和5年度の納税通知書では、口座振替依頼ハガキを同封し、口座振替の登録を推奨しました。	B	発布する納税通知書に口座振替やキャッシュレス納付を推奨する通知を同封することや広報へ納付方法の案内を掲載するなど、引き続きキャッシュレス納付等の周知をしていきます。	B1	—	税務課
	3 町有地等の利活用の促進（再掲）		①令和2年度に売払いを行った寄地内の区画内2区画については、土地の活用形態等の調整・協議を行っています。 ②旧寄中学校については、令和5年6月末にて利活用事業者が退去したことから、次期利用者の募集に向けたサウンディング調査を実施し、公募による事業者提案の受付を開始しました。 ③町内の未利用町有地の活用に向け、庁舎内で関係する所属を交え、打合せを実施しています。	B	①引き続き、売払いを行った土地については、事業者との利活用に向けた調整・協議を行っていきます。 ②旧寄中学校の利活用については、令和6年度からの活用に向け、必要な協議・打合せを実施していきます。 ③町有地等については、順次、活用方針をまとめ、PPP等による活用や処分等を行います。	B1	—	定住少子化担当室
	4 町税外収入等の積極的な歳入確保	拡充	総務省の制度改正等を踏まえ、個人版ふるさと納税の運用に努める一方、町プロモーション用商品を開発し、ふるさと納税返礼品への追加や、ゴルフ場へのふるさと納税自販機の設置数を増設するなど、寄附の受入れ強化を行っています。 また、企業版ふるさと納税については、寄附受付サイト数を拡充するなどし、寄附の拡大に向けた取組を行っています。	B	引き続き、シティプロモーション用商品開発による返礼品をはじめ、返礼品の強化を行っていきます。 また、企業版ふるさと納税については、寄附募集サイト及び寄附受付事業の拡充を図っていきます。	B1	—	定住少子化担当室
2 財務状況の公表と町民の理解促進								
	1 財務状況の公表		財政運営にあたっては、法令に基づいた財務状況の公表や町広報紙による予算・決算の記事により、町民への周知を図りました。	B	自治基本条例の理念を踏まえ、『「出前講座」及び「人材バンク」の制度』と連携する形で、財政に関する出前講座を実施することで、町民理解の促進を図ります。	B1	—	政策推進課
3 公共施設の計画的な管理								
	1 公共施設維持管理事業		公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施する必要があります。 令和5年度は、河内児童センター及び田代地域集会施設の改修工事を行います。	B	公共施設個別計画及び公共施設等総合管理計画を基に、各施設において必要な時期に改修工事を実施する必要があります。 令和6年度は、宇津茂地域集会施設及び仲町地域集会施設の改修工事を実施します。	B1	—	総務課
	2 使用料等の見直しの検討		町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設等の現状に応じ見直しを行います。仲町屋町営臨時駐車場の利用者増加を図るため、利用料金の減額等の検討を行います。	B	町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設等の現状に応じ見直しを行います。	B1	—	総務課

【実行手段】 施策評価

※まちづくりアクションプログラムの初年度のため、事業総合評価は「-」としています。

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和5年度事業内容・実績（見込）	令和5年度 評価	令和6年度における事業内容	令和6年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
6 広域行政・国際交流								
1 広域行政の推進								
1	広域連携の強化による組織づくりや各施策事業の推進		各枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取り組むべき施策等について、協議や研究を行いました。 あしがら広域連携協議会の枠組みにおいて、今後の広域事業に係る財政推計を協議していくための担当課長会議が新たに設置されました。	B	設置された各組織の目的ごとに、それぞれの枠組みによる広域連携を推進し、本町単独では解決が難しい課題や広域で取り組むべき施策等（例：広域的な森林管理等）について、規模のメリットを生かした検討や研究を行っていきます。	B1	—	政策推進課
2	足柄上地区ごみ処理施設整備		足柄上地区1市5町で設置したあしがら上地区資源循環型処理施設整備準備室を事務局として、ごみ処理広域化、施設の集約等についての検討を行います。	B	新施設整備に向けた諸課題の検討・整理を行います。	B1	—	環境上下水道課
3	広域証明発行サービス事業の継続・コンビニ等サービス提供		県西地域広域証明発行サービスの継続と、令和元年10月から開始したコンビニ交付サービスの利用者増加のため、コンビニ交付について窓口封筒や町広報誌に掲載し、マイナンバーカード交付時や電子証明書更新の機会に案内をしました。また、マイナンバーカードの交付促進のため、県サポート事業の活用や夜間・休日窓口を開設しました。	B	県西地域広域証明発行サービスの継続と、コンビニ交付サービスを普及させ、利用者の増加を図るために、コンビニ交付の広報とマイナンバーカードの交付を促進します。	B1	—	町民課
4	斎場の広域利用	新規	構成市町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で整備した小田原市の斎場であるため、小田原市に事務委託をし、構成市町と連携を図っています。 令和5年度は高重量火葬に対応するための火葬炉の改修を予定しています。	B	小田原市に事務委託をし、構成市町と連携を図っていきます。	B1	—	環境上下水道課
2 国・県との連携強化								
1	各種施策の実現に向けた改善・要望等の実施		町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を実施しました。	B	町村会を事務局とした県政・国政への要望活動及び首長懇談会における県知事への提案・要望、県議会各政党に対する要望活動を継続して実施していきます。	B1	—	政策推進課
2	県西地域の活性化		県の策定した、県西地域活性化プロジェクトに基づき、地域活性化のための事業として、主に移住定住促進のためのガイドブックの作成や関係人口創出に向けた各種イベントの開催を実施しました。	B	県西地域活性化プロジェクトについては、令和5年度とりまとめる次期計画に則り、更なる移住促進に重点を置いた事業展開を推進していきます。	B1	—	政策推進課
3 姉妹町交流事業								
1	姉妹町交流事業の推進		令和5年度は横芝光町の産業まつりを11月19日、松田町の産業まつりを11月26日に開催する予定であり、両町の特産品の販売を行うなどの交流をする予定です。また、12月10日には松田町で開催する町ロードレース大会においてスポーツ交流を実施する予定です。	B	姉妹町同士の交流を行うことで、友好親善と観光事業等の活性化を図るため、令和6年度も継続的に「まつだ産業まつり」や「スポーツ交流事業」における交流事業を想定しており、横芝光町と双方で連携、相談しながら取り組んでまいります。	B1	—	政策推進課
4 国際交流事業								
1	国際交流事業の推進		令和5年8月に実施したオンラインホームステイについては、参加者数の目標を10ファミリーとしていたところ、10ファミリーに参加いただきました。 また、12月のきらきらフェスタ又は桜まつりに合わせてリアルホームステイを実施します。	B	令和6年度は観光まつりや、きらきらフェスタ、桜まつりなどの開催に合わせ、オンラインホームステイ・リアルホームステイ、ともに2回ずつ開催し、ホストファミリーを20組構築する予定です。	B1	—	政策推進課